

西脇市障害者基本計画・第5期西脇市障害福祉計画(案)に対し、頂いたご意見の概要と西脇市障害者地域支援協議会の考え方

1 募集期間:平成29年12月1日 ～平成30年1月4日

2 提出件数: 4 件(1 名)

3 主な意見とその対応

(1) 意見を反映したもの(1 件)

ページ	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
5	第1章 5 計画の推進体制 (2) 計画の点検と評価	計画の達成状況や施策を検証する体制において、団体代表だけでなく、広く当事者の意見を求め参画できるように明記した方がよい。	1	サービスを利用されていない方も含めて、当事者の方々に広く意見を聴くことは計画を推進する上で大変重要であるため、5ページに記載の第1章の5「計画の推進体制」(2)「計画の点検と評価」において、「サービスの提供量等実績及び障害者施策の実施状況を取りまとめ、当事者等の意見を求めた上で、点検評価及び施策の見直しを行います。」に修正します。

(2) 既に盛り込み済みのもの(3 件)

ページ	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
77	第4章 1 人権を尊ぶまちづくり	社会的障壁が多数派(健全者)の理屈(都合)でつくられてきた制度設計や慣習を含むことを理解し、必要な環境整備について積極的に取り組むことを打ち出してほしい。	1	77ページに記載のとおり、平成28年度末に策定した「西脇市障害者差別解消の推進に関する取組方針」に基づき、事業を展開していく予定です。
85	第4章 3 住み慣れた地域で安全・安心な暮らしづくり (1)相談支援体制の充実	相談支援体制については、地域包括支援センターと対等に協働して、複合的な生活課題を抱える世帯を支援してほしい。	1	85ページの第4章3(1)「相談支援体制の充実」イ「具体的な取組」(重点事業)に記載のとおり、相談支援については、障害者支援機関以外の関係機関も含めた連携体制を築いていきます。 最近では、障害のある方と保護者(高齢)の世帯等を対象とした相談事例が増加しており、高齢者支援等の相談機関と連携した支援が不可欠となっています。このような状況を踏まえて、相談支援体制については、支援の対象を人から世帯全体として捉え、関係機関が連携して支援していくことが必要であると考えます。

85	第4章 3 住み慣れた地域で安全・安心な暮らしづくり (1)相談支援体制の充実	基幹型相談支援センターに権利擁護の機能を持たせること。	1	85ページの「ア施策の方針」に記載のとおり、基幹型相談支援センターは、地域移行や地域定着、就労支援や権利擁護などの総合的な相談の拠点としての機能を有し、他の相談支援機関との連携や相談支援専門員への助言等の役割も果たします。

(3) 反映困難なもの(件)

ページ	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方

(4) 今後の参考とするもの(件)

ページ	項目等	意見等の概要	件数

(5) その他(件)

ページ	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方